

議案第39号

京田辺市水道事業給水条例及び京田辺市公共下水道条例の一部改正について

京田辺市水道事業給水条例及び京田辺市公共下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年6月6日 提出

京田辺市長 上村 崇

(提案理由)

本件は、災害その他非常の場合において、管理者が認めるときは、他の市町村長の指定を受けた者等が給水装置及び排水設備に関する工事を行うことができるよう、所要の改正を行うため、提案するものである。

# 京田辺市条例第　　号

## 京田辺市水道事業給水条例及び京田辺市公共下水道条例の一部を改正する条例（案）

### （京田辺市水道事業給水条例の一部改正）

第1条 京田辺市水道事業給水条例（昭和33年京田辺市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「若しくは」を「又は」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第11条第3項中「同条第1項」を「第1項」に改める。

### （京田辺市公共下水道条例の一部改正）

第2条 京田辺市公共下水道条例（昭和60年京田辺市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 京田辺市水道事業給水条例及び京田辺市公共下水道条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

| 改正案  | 現 行  | 改正理由                       |
|--|--|----------------------------|
| <p>[京田辺市水道事業給水条例の一部改正（第1条関係）]<br/>           (工事の施行)</p> <p>第11条 工事は、管理者又は給水申込者が選定した法第16条の2第1項の指定をした者（法第25条の3の2に規定する指定の更新を受けないことにより失効となった者を除く。）（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</p> | <p>[京田辺市水道事業給水条例の一部改正（第1条関係）]<br/>           (工事の施行)</p> <p>第11条 工事は、管理者若しくは給水申込者が選定した法第16条の2第1項の指定をした者（法第25条の3の2に規定する指定の更新を受けないことにより失効となった者を除く。）（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> | 字句の整理<br>非常の場合の対応に関する規定の追加 |
| 2 (略)  | 2 (略)  | 字句の整理                      |
| 3 第1項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後速やかに、管理者の工事検査を受けなければならない。   | 3 同条第1項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後速やかに、管理者の工事検査を受けなければならない。   | 字句の整理                      |
| <p>[京田辺市公共下水道条例の一部改正（第2条関係）]<br/>           (排水設備の工事の実施)</p> <p>第8条 排水設備の新設等の工事（軽微なものを除く。）は、管理者が認めた排水設備指定工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）によって行わなければならない。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</p>  | <p>[京田辺市公共下水道条例の一部改正（第2条関係）]<br/>           (排水設備の工事の実施)</p> <p>第8条 排水設備の新設等の工事（軽微なものを除く。）は、管理者が認めた排水設備指定工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）によって行わなければならない。</p>                               | 非常の場合の対応に関する規定の追加          |
| 2 (略)  | 2 (略)  |                            |